お知らせ 暮らしの情報

Tome City Information

▶**迫総合支所**
迫町佐沼字中江二丁目6番地1
☎0220-22-2111

▶**登米総合支所**
登米町寺池目子待井381番地1
☎0220-52-5051

▶**東和総合支所**
東和町米川字六反55番地1
☎0220-53-4111

▶**中田総合支所**
中田町上沼字西桜場18番地
☎0220-34-2311

▶**豊里総合支所**
豊里町小口前80番地
☎0225-76-4111

▶**米山総合支所**
米山町西野字的場181番地
☎0220-55-2111

▶**石越総合支所**
石越町南郷字愛宕81番地
☎0228-34-2111

▶**南方総合支所**
南方町新高石浦130番地
☎0220-58-2111

▶**津山総合支所**
津山町柳津字本町218番地
☎0225-68-3111

市営住宅・定住促進住宅入居者募集

①市営住宅

▼中田大柳住宅31号（中田町上沼字大柳119番地5）
募集戸数／1戸（3DK）
家賃月額／1万2200円～1万8200円

▼米山西野第一住宅12号（米山町西野字見通3番地1）
募集戸数／1戸（2DK）
家賃月額／9700円～1万4500円

▼米山西野第一住宅19号（米山町西野字見通3番地1）
募集戸数／1戸（3DK）
家賃月額／1万1200円～1万6600円

▼津山宮町住宅1－2号（津山町柳津字黄牛高畑22番地1）
募集戸数／1戸（3DK）
家賃月額／1万1400円～1万7千円

【対象者】住宅に困っている世帯

【入居資格】①入居収入基準が15万8千円以下であること（小学校就学前の子どものいる世帯、身体障がい者、60歳以上の人は21万4千円以下）。※収入基準の算出は、入居予定者の合計所得から世帯主以外の入居予定者一人につき38万円を控除し、12カ月で割った金額／②同居する親族がいること（婚姻予定も可）。※原則として単身での入居はできませんが、60歳以上の人（ただし、特例として平成18年4月1日現在で50歳以上の人も可）、身体障がい者（1級～4級）、精神・知的障がい者は単身入居することができます。詳細についてはお問い合わせください／③入居者全員に市税の滞納がないこと／④現に市営住宅に入居している人は申し込みできません／⑤申込者または同居予定者が暴力団員でないこと。

②定住促進住宅

▼豊里定住促進住宅2号棟
募集戸数／1戸（3DK）
家賃月額／2万5900円～5506号

【入居資格】①市内に定住を希望し、住宅を必要としている人／②市税を滞納していないこと／③暴力団員でないこと／④年収（賞与および利子所得などで継続的な収入を含む）の12分の1の額が、家賃の3倍以上であること。

共通事項

【駐車場】1台のみ、別途2000円
※駐車場がない場合もありますので、申し込みの際に確認してください。

【申込先】各総合支所市民課および建設部住宅都市整備課（市役所中田庁舎2階）

【申込期限】3月13日（水）

【問い合わせ】建設部住宅都市整備課（住宅管理係）
☎0220（34）2316

障がい者の軽自動車税申請により減免に

一定以上の障害がある方が、通院や通学などのために軽自動車を使用している場合、申請により軽自動車税が減免されます。家族が所有していたり、本人以外が運転している場合でも減免される場合がありますので、確認の上、申請してください。

【申請に必要な書類】①減免申請書（税務課、各総合支所に用意してあります）／②運転免許証／③身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳など／④軽自動車税納税通知書／⑤印鑑

【申請の期限】4月23日（火）まで（納期限の7日前）
※今年度、減免申請した方は、事前（3月下旬）に申請書を郵便で送付します。

【問い合わせ】総務部税務課（市民税係）
☎0220（22）2163
または各総合支所市民課

普通救命講習・上級救命講習の受講者募集

◉普通救命講習

【日時】3月17日（日）午前9時～正午

【講習内容】心肺蘇生法、AEDの使用方法、大出血時の止血法など

【申込期限】3月12日（火）

◉上級救命講習

【日時】3月24日（日）午前8時30分～午後5時30分

【講習内容】普通救命講習の内容に加え、気道異物の除去法、外傷の処置法、傷病者管理法、搬送法など

【申込期限】3月19日（火）

◉共通事項

【場所】市消防防災センター

【受講料】無料

【募集人員】30人程度

【申込方法】市消防署（救急係）にお申し込みください。
もしもの時に「正しい応急手当」ができるよう事業所の皆さんで誘い合って、また、お一人でも受講できますので気軽に受講してみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ】市消防署（救急係）
☎0220（22）2119

◉おわびと訂正
広報とめ2月21日号8ページ「歯科休日当番医」の町名に誤りがありました。正しくは「グリーンヒルズデンタルクリニック（中田町）」です。おわびして訂正いたします。

ムシ歯のない子

阿部　龍雅（りゅうが）くん
（豊里町横町・秀樹さん）

阿部　晄稀（みつき）くん
（豊里町仲町・正輝さん）

佐々木　美穂（みほ）ちゃん
（豊里町仲町・武彦さん）

遠藤　日向子（ひなこ）ちゃん
（豊里町浦軒・孝さん）

遠藤　優晟（ゆうせい）くん
（津山町横山8・貴さん）

八木　涼太（りょうた）くん
（豊里町浦軒・辰弥さん）

佐々木　大志（たいし）くん
（豊里町山根・隆次さん）

12月20日の3歳児健診（3歳6～7カ月児）でむし歯がなかった子は、市内2地区で8人中7人でした。
※（　　）内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。

ねんきんだより

異動の時期は国民年金の届け出の時期

年金の加入者は、職業などによって3つの種別に分かれており、20歳から60歳までの人で種別が変わる場合は、届け出が必要です。（下表を参考にしてください）

◉保険料の納付について

第1号被保険者になる人は、給料から天引きされる会社員などと異なり、自分で保険料月額1万4980円（平成24年度）を納めなくてはいけません。加入の手続きをとると、納付書が送付されますので、銀行、農協、信用組合、信用金庫や郵便局、コンビニエンスストアなどの窓口で支払うか、口座振替などの方法で納付します。

収入がなく支払いが困難なときは、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生には、「学生納付特例」という制度があります。納付が難しいときには未納のままにせず、必ず年金事務所または最寄りの総合支所市民課にご相談ください。

種別	こんなとき	変更後の種別	届出先
第1号被保険者（学生、フリーター、自営業者、農業従事者などとその配偶者）	就職し、厚生年金や共済組合に加入した	第2号被保険者	勤務先
	第2号被保険者である配偶者の扶養に入った	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者（会社員や公務員など）	退職した	第1号被保険者	各総合支所市民課
	退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養に入った	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者（第2号被保険者である配偶者に扶養されている人）	収入が増えるなどして扶養から外れた	第1号被保険者	各総合支所市民課
	扶養している配偶者が65歳になった		
	就職し、厚生年金や共済組合に加入した	第2号被保険者	勤務先
	扶養している配偶者の加入する年金制度が変わった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

【問い合わせ】
▼古川年金事務所国民年金課
☎0229（23）1203
▼市民生活部国保年金課（年金医療係）
☎0220（58）2166

緊急速報メール（エリアメール）の運用を開始します

緊急速報メール（エリアメール）は、災害の発生や避難指示が必要になった場合や大規模テロの発生などにより、生命に危機がおよぶ場合に、市民皆さんや観光などで登米市に滞在している全ての方に対して、いち早く情報を伝達するための仕組みです。

市では、3月1日からドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話に向けて運用を開始します。

【問い合わせ】総務部防災課
☎0220（22）2130